

～新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付のご案内～

宮崎県では、宮崎県中小企業融資制度の「新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付」により事業活動に影響を生じた中小企業者の資金繰りを強力に支援します。

名称 **新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付**

取扱期間 **令和2年3月13日（金）から令和2年6月1日（月）まで**

特徴 **影響の度合いに応じて3つの制度を設けています**

融資対象者① セーフティネット保証4号・危機関連保証

新型コロナウイルス感染症の影響により、原則として最近1か月の**売上高等が前年同月に比して15%以上減少**しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれる中小企業者及び組合

項目	融資条件			
融資利率	3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下
	年0.7%	年0.9%	年1.1%	年1.2%
保証料率	年0%			
融資限度額	運転資金：5,000万円（組合は8,000万円）			
融資期間	10年以内（うち据置期間2年以内）			

**保証料率
年0%**

融資対象者② セーフティネット保証5号

指定業種（※）に属する事業を行っており、最近3か月間の**売上高等が前年同期に比して5%以上減少**している中小企業者及び組合（2月以降直近3か月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3か月間の売上高等の減少でも可）

（※）宿泊業や飲食業など新型コロナウイルス感染症により重大な影響を生じている業種も指定されています。

詳しくは中小企業庁のホームページ（セーフティネット保証制度（5号：業況の悪化している業種））をご覧ください。

項目	融資条件			
融資利率	3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下
	年0.9%	年1.1%	年1.3%	年1.4%
保証料率	年0%			
融資限度額	運転資金：5,000万円（組合は8,000万円）			
融資期間	10年以内（うち据置期間2年以内）			

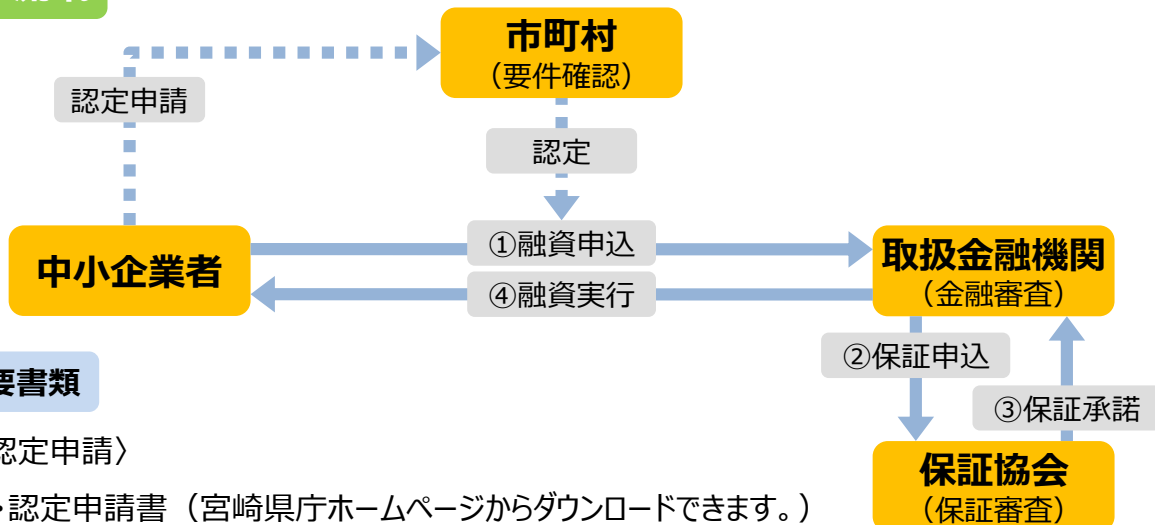
**保証料率
年0%**

融資対象者③

新型コロナウイルス感染症の影響により、原則として最近1か月の**売上高等が前年同月に比して3%以上減少**しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して3%以上減少することが見込まれる中小企業者及び組合

項目	融資条件			
	融資利率	3年以下 年0.9%	3年超5年以下 年1.1%	5年超7年以下 年1.3%
保証料率	年0.4%			
融資限度額	運転資金：5,000万円（組合は8,000万円）			
融資期間	10年以内（うち据置期間2年以内）			

手続の流れ



必要書類

〈認定申請〉

- ・認定申請書（宮崎県庁ホームページからダウンロードできます。）
- ・売上高等が確認できる書類（試算表、売上台帳等）等

〈融資申込〉

- ・市町村の認定を受けた認定申請書
- ・借入申込書（取扱金融機関の所定様式）
- ・信用保証委託申込書（信用保証協会の所定様式）
- ・市町村民税が完納されていることの証明書、決算書、商業登記簿謄本 等

取扱金融機関

宮崎銀行、宮崎太陽銀行、西日本シティ銀行、鹿児島銀行、福岡銀行、肥後銀行、大分銀行、南日本銀行、宮崎第一信用金庫、高鍋信用金庫、延岡信用金庫、熊本県信用組合、宮崎県南部信用組合、商工組合中央金庫

